

## 行財政構造改革県民会議開催要綱

### (目的)

第1条 行財政構造改革の推進にあたり、広く県民の意見を聴くため、行財政構造改革県民会議（以下「会議」という。）を開催する。

### (検討事項)

第2条 会議は、行財政構造改革の推進に関する事項を検討する。

### (運営)

第3条 会議は、別表に掲げる39人以内の者をもって構成する。

### (座長)

第4条 会議に座長を置く。

2 座長は、構成員のうちから、知事が指名する。

3 座長は、議事を進行する。

4 座長に事故がある場合、又は座長が欠けた場合は、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、知事が招集する。

2 構成員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ知事の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議開催前に委任状を知事に提出しなければならない。

3 知事が必要と認めた場合は、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (謝金)

第6条 構成員が会議の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第5条第2項の規定に基づき代理人が会議の職務に従事したときは、代理人に対して構成員本人と同額の謝金を支給する。

### (旅費)

第7条 構成員が会議の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定によるものとする。

3 第5条第2項の規定に基づき代理人が会議の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成21年1月30日から施行する。

(行財政構造改革会議設置要綱の廃止)

2 行財政構造改革会議設置要綱（平成19年7月12日施行）は、平成21年1月30日限り廃止する。

#### (招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、企画県民部長が招集する。

附 則  
この要綱は、平成 21 年 7 月 18 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 22 年 11 月 8 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 23 年 7 月 21 日から施行する。

- 附 則  
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成 24 年 1 月 30 日から施行する。  
(委員の任期の特例)
  - 2 平成 24 年 1 月 29 日において委員である者の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則  
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 24 年 7 月 19 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 24 年 11 月 29 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 25 年 1 月 18 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 25 年 7 月 18 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 26 年 1 月 20 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 26 年 7 月 30 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 27 年 1 月 30 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 27 年 7 月 24 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 28 年 4 月 15 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 28 年 7 月 22 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 28 年 12 月 15 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 29 年 7 月 20 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

- 附 則
- 1 この要綱は、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。
  - 2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(別表) 第3条関係

氏 名	主 な 役 職
足 立 光 平	兵庫県医師会副会長
池 田 伸 吾	日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会副会長
石 井 健一郎	兵庫県議会議員
石 田 正	兵庫県農業協同組合中央会会長
岩 佐 光一郎	兵庫県連合自治会副会長
小 川 雅 由	こども環境活動支援協会理事
加 藤 隆 久	神戸芸術文化会議議長
加 藤 恵 正	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
川 嶋 実	兵庫県建設業協会会長
岸 本 かずなお	兵庫県議会議員
木 田 薫	元淡路地域ビジョン委員会委員長
北 野 美智子	兵庫県連合婦人会会長
久 後 恵美子	公募委員
久 保 敏 彦	兵庫県勤労福祉協会相談役
近 藤 靖 宏	甲南学園常任顧問
齋 藤 倫 美	公募委員
佐 竹 隆 幸	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授
志 智 宣 夫	兵庫県商工会連合会会長
摺 河 祐 彦	兵庫県私学総連合会会長
長 田 庄太郎	神戸貿易協会会長

氏 名	主 な 役 職
中 林 志 郎	兵庫県商工会議所連合会専務理事
中 村 美津子	兵庫県老人クラブ連合会会長
成 田 康 子	兵庫県看護協会会長
西 家 幸 男	兵庫県P T A協議会会長
服 部 博 明	みなと銀行取締役頭取
服 部 良 子	大阪市男女共同参画のまち創生協会クレオ大阪中央館 研究室長
速 水 順一郎	兵庫県青少年団体連絡協議会会長
伴 智 代	生活協同組合コープこうべ理事
飛 田 敦 子	公募委員
開 本 浩 矢	大阪大学経済学研究科教授
婦 木 治	兵庫県社会福祉法人経営者協議会会長
福 永 明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長
藤 原 保 幸	伊丹市長
古 谷 博	稲美町長
松 原 一 郎	関西大学社会学部教授
三 上 喜美男	神戸新聞社論説委員長
山 本 敏 信	兵庫県議会議員
吉 本 知 之	兵庫県社会福祉協議会会長
フリッツ・レオンハート	元マリスト国際学校理事長